省　令

○法務省・経済産業省令第一号

割賦販売法施行令（昭和三十六年政令第三百四十一号）第十一条第二項並びに第十二条第一項及び第二項の規定を実施するため、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年九月八日

法務大臣　齋藤　健
経済産業大臣　西村　康稔

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和三十六年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公示） **第十四条**　［略］ ２　［略］ ３　令第十一条第二項、令第十二条第一項及び第二項、第四条並びに第八条に規定する公示は、許可割賦販売業者等の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局のウェブサイトへの掲載その他の適切な方法によつて行う。	（公示） **第十四条**　［略］ ２　［略］ ３　令第十一条第二項、令第十二条第一項及び第二項、第四条並びに第八条に規定する公示は、許可割賦販売業者等の主たる営業所の所在地を管轄する経済産業局の掲示場に掲示するとともに、その掲示をした旨及びその要旨を官報に掲載することによつて行う。
備考　表中の［　］は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。